## 審査基準整理票

処分名	プラネタリウム観覧料及び常設展示観覧料の減免			
根拠法令名	大津市生涯学習センター条例		(条項)第11条	
基準法令名	大津市生涯学習センター観覧料徴収等に関する規則 (条項)第3条			
所管部署	大津市教育委員会 科学館 管理グループ			
標準処理期間	7日間	法定処理期間	規定なし	
【審査基準】 ・文書の名称【 大津市生涯学習センター条例				]
	【 大津市生涯学習センター観覧料徴収に関する規則			1
	・掲載図書等【			]
	・内容 □全部記載 ■一部・項目のみ記載			
<参考>				

○大津市生涯学習センター条例(抜粋)

(使用料及び観覧料の減免)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料及び観覧料を減免することができる。

○大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則 (抜粋)

第3条 条例第11条の規定により観覧料の減免を受けることができる者及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

次の各号は別紙参照

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園若しくは各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- (2) に規定する保育所若しくは家庭的保育事業等を行う事業所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園(幼稚園又は保育所であるものを除く。)(いずれも市内に所在するものに限る。以下この号において「幼稚園等」という。)の幼児が、当該幼稚園等の行事として観覧(プラネタリウムにあっては、科学館長が指定する番組の観覧に限る。次号から第4号までにおいて同じ。)する場合における当該幼児の引率者 全額
- (3) 小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含み、市内に所在するものに限る。)に在学する児童又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含み、市内に所在するものに限る。)に在学する生徒が、教育課程の一環として教職員に引率されて観覧する場合における当該児童及び生徒並びにその引率者 全額
- (4) 児童福祉法に規定する児童福祉施設(第1号に掲げるものを除き、市内に所在するものに限る。)の児童(満15歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者に限る。)が当該児童福祉施設の職員に引率されて観覧する場合における当該児童及びその引率者 全額
- (5) 児童クラブ (児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設) (市内に所在するものに限る。)をいう。)に通所する児童が当該児童クラブの職員に引率されて観覧する場合における当該児童及びその引率者 全額
- (6) センターが主催する事業又は教育委員会が行う教育関係職員の研修に参加する者 全額
- (7) その他市長が特別の事由があると認めた者 その都度市長が定める額
  - 2 前項に規定する減免を受けようとする者は、所定のプラネタリウム観覧料減免申請書又は常設展示観覧料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第5号の規定により減免を受ける場合は、この限りでない。

(平18規則130・平19規則33・平25規則55・平27規則28・平29規則22・一部改正)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の 縦覧をもって代えることができる。